

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務

2 業務内容に関する事項

（１）業務目的及び内容

別紙「政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（２）事業規模（契約上限額）

金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（３）契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（１）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

（２）応募登録関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（４）神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

（５）銀行取引停止処分を受けていないこと。

（６）会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。

（７）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこ

- と。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。
また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、後日全構成員の共同企業体結成同意書(様式10号)を提出すること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年3月31日(月) |
| (2) 応募登録及び質問受付締切 | 令和7年4月18日(金) 17時30分電子メール必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年4月25日(金) までを予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年5月16日(金) 17時30分電子メール必着 |
| (5) 選定委員会 | 令和7年5月26日(月) 午後予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和7年5月下旬予定 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年6月上旬予定 |
| (8) 事業完了 | 令和8年3月31日(火) |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録手続き
- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和7年3月31日(月) から令和7年4月18日(金) 17時30分まで |
| イ 提出書類 | 様式1号・2号 |
| ウ 提出先 | 【10 提出先・問い合わせ先】 まで電子メールにて提出 |
- (2) 質問の受付
- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和7年3月31日(月) から令和7年4月18日(金) 17時30分まで |
| イ 提出書類 | 様式3号 |
| ウ 提出先 | 【10 提出先・問い合わせ先】 まで電子メールにて提出 |
- (3) 質問への回答
- 令和7年4月25日(金) までに、応募者間の公平性を確保するために必要と認めた質問事項は、質問内容と回答を、神戸市公式ホームページ【事業者募集】において公開する。
なお、事実関係の確認など公開しないことで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- (4) 企画提案書の提出
- | | |
|---------|---|
| ア 受付期間 | 令和7年3月31日(月) から令和7年5月16日(金) 17時30分まで |
| イ 提出方法 | 【エ 提出書類】を揃え【10 提出先・問い合わせ先】 まで電子メールにて提出 |
| ウ 注 意 点 | 令和7年5月20日(火) 正午までに受領確認のメールが届かない場合は、同日17時までに電話にて問い合わせること。 |
| エ 提出書類 | ①企画提案書提出書(様式4号)
②企画提案書(参考様式5号、様式自由)
※参考様式に掲載している【必須項目】を記載すること。
③見積書(様式自由)
④業務実績調書(様式6号) |

- ⑤業務実施体制表（様式 7 号）
- ⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式 8 号）
- ⑦共同企業体結成届出書（様式 9 号）※共同企業体の場合のみ
- ⑧共同企業体結成同意書（様式 10 号）※共同企業体の場合のみ
- ⑨法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
- ⑩その他補足資料（任意、様式自由）

7 選定に関する事項

（１）選定委員会実施時期

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後に神戸市役所内にて実施予定

※実施日時は変更になることがある。

※開催形式含め、応募者には別途連絡をする。

（２）選定方法

ア 本企画提案の審査については、政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務委託選定委員会が行う。

イ 選定委員は【（３）選定基準】に沿って、各委員 100 点満点で企画提案書の審査を行う。

ウ 必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

エ 審査の結果、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い事業者を受託候補者とする。ただし、評価点が 60 点未満の場合は受託候補者に選定しない。提案事業者が 1 者であっても同様の扱いとする。

オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、当該事業者の選定基準②③⑥の合計点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。同点の場合は見積金額により決定する。すべての評価が同一の場合は、くじ引きにより決定する。

（３）選定基準

選定委員は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 業務の理解度・業務遂行にあたっての総合的な視点【10 点】
 - ② 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【20 点】
 - ③ 工程の計画性、実施手順の妥当性【20 点】
 - ④ 費用積算根拠の妥当性【10 点】
 - ⑤ 類似業務実績の豊富さ【10 点】
 - ⑥ 業務に対する組織体制・人数構成【20 点】
 - ⑦ 地元企業に対する加点（神戸市本店 10 点、支店 5 点）【10 点】
- 【100 点満点】

（４）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（５）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知するとともに、本市ホーム

ページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

8 契約の締結

「7 選定に関する事項」により選定された受託候補者と契約締結の協議を行う（評価点が最も高い事業者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。

また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の優先順に従って本業務を遂行するものとする。

①企画提案書作成に関する質問回答

②仕様書

③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」に「①又は②の内容」の水準を上回る部分があるときは、当該部分に限り「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他の書類に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 応募登録後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、選定委員会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式 11 号）」を【10 提出先・問い合わせ先】まで電子メールにて提出すること。

10 提出先・問い合わせ先

神戸市企画調整局政策課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 12 階）

電話：078-322-5162

Mail：kikaku-data@city.kobe.lg.jp